第三十八条の八を次のように改める。

（エチルベンゼン等に係る措置）

第三十八条の八　事業者がエチルベンゼン塗装業務に労働者を従事させる場合には、有機則第一章から第三章まで、第四章（第十九条及び第十九条の二を除く。）及び第七章の規定を準用する。この場合において、有機則第一条第一項第一号中「労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）」とあるのは「労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第三第二号3の3に掲げる物又は令」と、同項第二号中「五パーセントを超えて含有するもの」とあるのは「五パーセントを超えて含有するもの（令別表第三第二号3の3に掲げる物を含有する混合物にあつては、有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下の物で、令別表第三第二号3の3に掲げる物を重量の一パーセントを超えて含有するものを含む。）」と、同項第四号イ中「令別表第六の二」とあるのは「令別表第三第二号3の3に掲げる物又は令別表第六の二」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、同号ハ中「五パーセントを超えて含有するもの」とあるのは「五パーセントを超えて含有するもの（令別表第三第二号3の3に掲げる物を含有する混合物にあつては、イに掲げる物又は前号イに掲げる物の含有量が重量の五パーセント以下の物で、令別表第三第二号3の3に掲げる物を重量の一パーセントを超えて含有するものを含む。）」と、第三十三条第一項中「有機ガス用防毒マスク」とあるのは「有機ガス用防毒マスク（タンク等の内部において第四号に掲げる業務を行う場合にあつては、全面形のものに限る。）」と読み替えるものとする。

第三十八条の十一を削り、第三十八条の十二を第三十八条の十一とし、同条の次に次の一条を加える。

（コバルト等に係る措置）

第三十八条の十一　事業者は、コバルト等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場の床等は、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。

第三十八条の十四第一項第一号中「空気中の」の下に「エチレンオキシド、酸化プロピレン、」を加え、同項第六号中「とびら」を「扉」に改め、同項第七号ニ中「とびら等」を「扉等」に改め、「空気中の」の下に「エチレンオキシド、酸化プロピレン、」を加え、同項第十号へ、第十一号ハ及び第十二号中「空気中の」の下に「エチレンオキシド、酸化プロピレン、」を加え、同号ただし書中「ただし」の下に「、エチレンオキシド、酸化プロピレン」を加え、同号の表シアン化水素の項の前に次のように加える。

エチレンオキシド	二ミリグラム又は一立方センチメートル
酸化プロピレン	五ミリグラム又は二立方センチメートル

第三十八条の十四第二項中「空気中の」の下に「エチレンオキシド、酸化プロピレン、」を加える。

第三十九条第一項中「における業務」の下に「及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務」を加え、同条第五項中「第二条の二各号」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二条の二各号に掲げる業務

二　第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務（別表第一第三十七号に掲げる物に係るものに限る。）

第四十一条の次に次の一条を加える。

（エチルベンゼン有機溶剤混合物に係る健康診断）

第四十一条の二　エチルベンゼン有機溶剤混合物に係る業務（第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務を除く。）については、有機則第二十九条（第一項、第三項及び第四項を除く。）から第三十条の三まで及び第三十一条の規定を準用する。

第四十二条に次の二項を加える。

2　前項の規定により診察又は処置を受けさせた場合を除き、事業者は、労働者がエチルベンゼン等により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

3　前項の規定は、第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務については適用しない。

別表第一中「別表第一（第二条、第五条、第三十六条、第三十八条の三関係）」を「別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）」に改め、同表第三号の次に次の二号を加える。

三の二　インジウム化合物を含有する製剤その他の物。ただし、インジウム化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三の三　エチルベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、エチルベンゼンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第一第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　コバルト又はその無機化合物を含有する製剤その他の物。ただし、コバルト又はその無機化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第一第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七　エチルベンゼン及び有機溶剤を含有する製剤その他の物。ただし、第三号の三に掲げる物並びにエチルベンゼン及び有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

別表第三中(三十九)の項を(四十二)の項とし、(十八)の項から(三十八)の項までを三項ずつ繰り下げ、(十七)の項を(十九)の項とし、同項の次に次のように加える。